

報告第12号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区荻窪五丁目在住個人	事故日：令和2年7月28日 場 所：杉並区荻窪五丁目  ・庁有車で十字路を右折する際、歩行者を避けようとしたが接触し転倒させ、眼鏡の損傷及び右肩関節を負傷させた。  (保健福祉部)	904,785円
			令和3年5月23日
2	杉並区宮前三丁目在住個人	事故日：令和3年5月21日 場 所：杉並区宮前三丁目  ・ごみ集積所付近に置いてあった自転車専用駐輪スタンドを、誤って不燃ごみとして収集、処分した。  (環境部)	4,520円
			令和3年6月2日

3	杉並区天沼 二丁目在住 個人	事故日：令和3年1月20日 場 所：区立上荻保育園	26,400円
		・園舎内のみ眼鏡の使用を条件とした園児にもかかわらず、眼鏡をはずさない状態で園庭遊びを行い、園児が転倒した際に眼鏡が損傷した。 (子ども家庭部)	令和3年6月7日